

## 院内感染対策のための指針

平成病院及び平成病院介護医療院における院内感染対策を進めるため、本指針を定める。

### 1. 院内感染における基本的な考え方

当院における院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、重要なことである。このため、院内感染防止対策を全従業員が把握し、この指針に則った医療を患者に提供できるように取り組む。

### 2. 院内感染対策のための委員会、組織に関する基本的事項

#### (1) 院内感染対策委員会

院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、組織横断的な院内感染対策防止委員会(以下「委員会」という)を設置する。院内感染対策に関する全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策に関する審議及び決定を行う。

委員会は、内科医師を委員長とし、介護医療院管理者、看護部長、事務長、薬剤師、検査技師、外来看護職員、各病棟師長、介護医療院師長、作業療法士、管理栄養士、栄養士、各病棟スタッフ、デイケア看護師、介護医療院介護士、その他委員長より指名を受けた職員も参加する。

毎月1回開催するが、必要な場合、委員長は臨時委員会を開催することが出来る委員会の業務概要は

1. 院内感染対策に関する基本方針、重要事項の決定に関すること
2. 院内感染発生時の対策、原因究明に関すること
3. 院内感染対策の教育、研究に関すること
4. 院内感染に関する職員の健康管理に関すること
5. その他院内感染対策に関して、委員長が必要と認める事項

#### (2) 感染制御チーム

院内感染対策の日常業務を行い、院内感染発生時に迅速かつ機動的に活動を行うチームである。

感染症対策に3年以上の経験のある専任の常勤医師(院内感染管理者)をはじめとし専任看護師、専任の薬剤師、専任の検査技師他多職種によって構成する。

毎月1回定期的に委員会を開催し、院内感染対策委員会に対して、具体的な発案、評価を行い必要な院内感染対策を実施する。

感染制御チームの業務概要は

1. 週1回の院内ラウンドに関すること
  2. 年2回の職員研修に関すること
  3. 院内感染対策マニュアルに関すること
  4. 抗菌薬適正使用に関すること
  5. 地域医療施設との連携に関すること
3. 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

院内感染の基本的な考え方及び具体的方策について、個々の諸君の院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識の向上等を図ることを目的として、年2回程度定期的に開催するほか必要に応じて行う。

#### 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染とは、病院内及び介護医療院内で治療を受けている患者が、原疾患とは別に新たな感染を受けて発症する場合を指す。なお、勤務する職員が院内感染する場合も含まれる。

法令に定められた感染症の届出及び院内の菌分離を行い、必要に応じて院長又は介護医療院施設長へ報告、又、委員会へも報告する。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

職員は、アウトブレイク又は異常発生時には、発生部署責任者が院内感染対策委員長に報告し、内容によって緊急委員会を設置し、二次感染の予防、治療方針、指示をする。又、医療に関する法律に規定される診断及び届出は担当医師が行う。

6. 当院の院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、全職員が閲覧できるよう各部署に院内感染マニュアルのファイルに入れて文書管理している。又、平成病院のホームページに掲載し、患者及び家族並びに利用者が閲覧できるように配慮する。